

○神戸学院大学安全保障輸出管理規程

2018年4月1日

制定

(目的)

第1条 神戸学院大学(以下「本学」という。)において、国際的な平和及び安全の維持を期し、これを妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理(以下「安全保障輸出管理」という。)に関しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)その他関係法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教職員等」とは、本学と雇用関係のある全ての者(常勤・非常勤を問わない。)をいう。
- (2) 「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、本学学則第11章に定める科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び委託生、本学学則第12章に定める外国人留学生、外国人交換留学生及び外国人特別生、本学研究員規則に定める研究員並びにその他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- (3) 「外為法等」とは、外為法及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (4) 「技術の提供」とは、非居住者(外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)への技術の提供又は非居住者へ再提供されることが明らかな居住者(同第5号に規定する居住者をいう。)への技術の提供をいう。
- (5) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (6) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術(外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。)又はリスト規制貨物(輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。)に該当するか否かを判定することをいう。
- (7) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の安全保障輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 安全保障輸出管理を確実に実施するため、責任者を定め管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本学における安全保障輸出管理に係る重要事項の最終決定を行うため、安全保障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高責任者は、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合再発防止策を構築することのほか、安全保障輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(統括責任者)

第6条 最高責任者の命を受け、本学における安全保障輸出管理に係る業務を統括するため、安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長の指名する副学長1名をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、第9条に規定する安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)の審議結果を参酌し、本規程の改廃案の作成、運用手続の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、安全保障輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、指導、研修・啓発活動方針の策定のほか、本規程に定められた業務を行う。

(管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、安全保障輸出管理に関する業務を行うため、安全保障輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、研究支援センター所長及び国際交流センター所長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、次の各号に掲げる区分に従い業務を分担する。
 - (1) 技術の提供及び貨物の輸出に関する業務 研究支援センター所長
 - (2) 外国人学生等、外国人教職員等及びその他の外国人の受入れに関する業務 国際交流センター所長
- 3 管理責任者は統括責任者を補佐し、申請書類の確認、相談窓口、文書管理、指導及び研修・啓発活動のほか、本規程に定められた業務を行う。

(教職員等及び学生等の責務)

第8条 教職員等及び学生等は、安全保障輸出管理に関し外為法等及びこの規程を遵守しなければならない。

(安全保障輸出管理委員会)

第9条 本学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に委員会を置く。

2 委員会は、安全保障輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程の改廃に関する事項
- (2) 該非判定及び取引審査に関する事項
- (3) 学生等及び教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) その他安全保障輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 研究支援センター事務部長
- (4) 国際交流センター事務部長
- (5) その他統括責任者が必要と認める者

(技術の提供又は貨物の輸出の承認等)

第10条 教職員等は、職務上自ら技術の提供又は貨物の輸出(以下「技術の提供等」という。)を行おうとするとき又は主として指導を行う学生等が技術の提供等を行おうとするときは、管理責任者若しくは統括責任者による承認又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(事前確認)

第11条 教職員等は、前条の承認又は許可を受けようとするときは、当該技術の提供等が該非判定及び取引審査(以下「該非判定等」という。)を要するか否かについて、事前確認を行い、管理責任者に所定の書面により承認申請を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、前項の事前確認の結果、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される技術の提供等については、前条の承認及び許可を要しない。

3 前2項に定めるもののほか、事前確認及び承認申請等に関し必要な事項は、別に定める。

(承認審査等)

第12条 管理責任者は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る技術の提供等に

ついて該非判定等を行い、その結果、当該技術の提供等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該技術の提供等を承認するものとし、当該許可を要すると判断した場合は、統括責任者に該非判定等の実施を依頼しなければならない。

2 統括責任者は、前項の依頼があったときは、当該依頼に係る案件について該非判定等を行い、その結果、当該技術の提供等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該技術の提供等を承認するものとし、当該許可を要すると判断した場合は、当該許可に関し必要な手続を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、該非判定等及び経済産業大臣の許可手続に関し必要な事項は、別に定める。

(違反等の報告)

第13条 教職員等及び学生等は、外為法等若しくはこの規程に違反する事実がある又はその恐れがあると知ったときは、速やかに管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報を受けたときは、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、最高責任者にその旨を報告しなければならない。

4 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応を指示するとともに、経済産業省等の関係機関に報告しなければならない。

(定期報告)

第14条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを定期的に確認し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

(啓発)

第15条 管理責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に啓発を行うものとする。

2 教職員等は、リスト規制貨物等を有する研究室及びその他の大学施設を利用する学生等に対し、外為法等及び本規程を遵守させるための教育に努めるものとする。

(事務)

第16条 安全保障輸出管理に関する事務は、研究支援グループにおいて行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。